

令和8年第1回

中札内村議会臨時会会議録

令和8年5月8日（金曜日）

◎出席議員（8名）

1番	船田幸一君	2番	北嶋信昭君
3番	大和田彰子君	4番	木村優子君
5番	福原一斉君	6番	戸水隆君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 川尻年和君 教育長 上田禎子君

◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長	尾野悟里君	総務課長	渡辺大輔君
住民課長	平山直人君	福祉課長	下浦強君
産業課長	平澤悟君	施設課長	北村公明君
総務課 課長補佐	加藤千晶君	住民課 課長補佐	山本一美君

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 氏家佑介君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 中道真也君 書記 小田島南帆君

◎議事日程

日 程 第	1		会議録署名議員の指名
日 程 第	2		会期の決定
日 程 第	3	承認第 2 号	令和 7 年度中札内村一般会計補正予算（第 1 2 回）の専決処 分の承認について
日 程 第	4	承認第 3 号	令和 7 年度中札内村一般会計補正予算（第 1 3 回）の専決処 分の承認について
日 程 第	5	議案第 2 5 号	中札内村税条例の一部を改正する条例の制定について
日 程 第	6	議案第 2 6 号	工事請負契約の締結について
日 程 第	7	議案第 2 7 号	令和 8 年度中札内村一般会計補正予算について

開会 午前 10 時 00 分

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は 8 人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 8 年第 1 回中札村議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎ 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（中井康雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、7 番宮部議員と 1 番船田議員を指名いたします。

◎ 日程第 2 会期の決定

○議長（中井康雄君） 日程第 2、会期の決定を議題にいたします。

お諮りします。

この臨時会の会議は、会期は本日 1 日にしたいと思います。

このご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日に決定いたしました。

◎日程第 3 承認第 2 号 令和 7 年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について

○議長（中井康雄君） 日程第 3、承認第 2 号令和 7 年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

（川尻年和村長登壇）

○村長（川尻年和君） 提案趣旨についてご説明を申し上げます。

本案件は、物価高対応子育て応援手当やにぎわいづくり起業者等支援事業の一部で年度

内の完了が困難となったことや中札内村農業協同組合への枝豆工場増築改修工事に対する道補助金が確定したことに伴い、令和８年度へ予算を繰り越すものであります。

また、除雪費などにおいて予算に不足を生じたことから、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げ説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺大輔君） 承認第２号 令和７年度一般会計補正予算の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー２番の一般会計補正予算書１ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ１３億５，４９６万円を追加し、総額を７４億６，８３１万３千円に調整したものであり、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和８年３月２３日、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分したものであります。

はじめに、歳出について説明させていただきますが、歳出に係のある特定財源についても併せて説明いたしますので、歳入において同様の説明を省略させていただきます。

１０ページをお開きください。

３款民生費、２項、１目児童福祉費、説明欄上段、１９節扶助費の物価高対応子育て応援手当１０万円の追加は、子育て応援手当の対象児童が見込みより増加したことによるものです。なお、特定財源として国庫補助金を同額追加しています。

その下段、６款農林業費、２項農業費、２目農業振興事業費、説明欄最下段、地域農業構造転換支援事業補助金４８０万円の追加は、道補助金の採択を受け、２件の農業者に対し機械導入経費の１０分の３を補助したものです。

なお、特定財源として、道補助金を同額追加しています。

１１ページをご覧ください。

説明欄上段、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金１３億２，４５５万円の追加は、中札内村農業協同組合の枝豆工場増築改修に補助したもので、内訳として道補助分が１２億１，４１７万１千円、村費分が１億１０３万７千円であります。

なお、村費分の特定財源として、ＪＡ中札内農産物処理加工施設整備事業債を１億１，０３０万円追加しています。

その下段、８款土木費、２項道路橋梁費、３目除雪対策費、説明欄中段、除雪委託２，５００万円の追加は、３月の降雪状況から予算を超過することが明らかとなったため増額したものです。

その下段、１０款教育費、５項社会教育費、３目社会教育振興費、説明欄下段、スポーツ振興奨励事業補助金５１万円の追加は、申請額が予算を超過するため増額したものです。

なお、特定財源として、スポーツ振興基金から５０万９千円を繰り入れております。

次に、歳入について説明いたします。8ページをお開きください。

10款、1項、1目地方交付税の普通交付税2,608万円の追加は、補正額の財源調整を行うものです。

9ページをご覧ください。

17款、1項寄附金、1目特別寄附金の企業版ふるさと応援寄附金100万円の追加は、株式会社市川組から農業振興に対する寄附をいただき、元気な農業サポート事業に充当して活用させていただくものです。

その下段、18款繰入金、1項基金繰入金、7目食と農業農村振興基金繰入金200万円の減額は、先程の株式会社市川組と3月定例会で補正したホクレン農業協同組合連合会からいただいた企業版ふるさと納税の寄附金を元気な農業サポート事業に充当したため、本基金を減額して財源を組み替えたものです。

次に、戻っていただきまして4ページをお開きください。

第2表の繰越明許費補正ですが、物価高対応子育て応援手当及びにぎわいづくり起業家等支援事業補助金は、事業の一部について年度内での完了が困難なことから予算を繰越すものです。新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金は、道補助金の採択が確定したことにより財源の補助金を繰越すものです。

次に、5ページをお開きください。

第3表の地方債補正ですが、JA中札内農産物処理加工施設整備事業債として、村費負担分の1億1,030万円を追加するものです。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

承認第2号に対する質疑を行います次はありませんか。

4番木村議員。

○4番（木村優子君） 専決補正予算書4ページの民生費の繰越明許費の補正について、一つ確認です。先程のご説明では、令和7年度で事業完了が困難なことから新年度に繰り越したということでしたけれども、困難な理由を公の場で何か差し支えがある場合は構いませんけれども、差し支えない程度の範囲で結構ですのでご説明をいただきたいと思います。

また、11ページの除雪費について質問します。今回2,500万円専決処分ということ、掛かる費用に関しては仕方がないかなという部分はあるんですけども、ここ数年大体1億ぐらいの除雪機の決算額になっていると思います。6年度は9,000万ぐらいで5年度4年度っていうのは全部1億超えています。7年度も当初予算は7,000万ぐらいで、3,000万ぐらい留保財源があるのかなというふうに何となく理解はするんですけども、7年度は留保財源が割といつもより少なくて分譲地の整備などに使ったりしてますので、財源として一般財源で出てきてはいるんですけども、確保が大丈夫だったのかなというところがちょっと心配ですので今後の見通しですね。雪が降るのが増えて、増えるのはしょうがないとしても、何か今後同じように毎年1億5,000万、今回は過去最高だと

思うんですけど、それぐらいに増えていった場合にどうやって財源を確保していくのかという見通しがあるのか。例えば、出勤基準をもう少し見直すとか、無駄な出勤がないとか、そういう精査はされているのかどうか、この2点について伺います。

○議長（中井康雄君） 下浦福祉課長。

○福祉課長（下浦強君） 私の方からは、物価高対応子育て応援手当の繰越明許についてご説明いたします。年度内での完了が困難という理由の一つとしては、この制度令和7年9月の児童手当受給者へ支給する制度ですが令和7年10月以降、令和8年3月31日までに出生した児童の父母等に対しても対象になるということで、そういった新規出生の児童がいらっしゃったなどが主な理由であります。

○議長（中井康雄君） 北村施設課長。

○施設課長（北村公明君） 私の方からは除雪費の専決処分に対して説明させていただきたいと思います。令和7年度につきましては、除雪の出勤回数が総計で15回となっております。近年の物価高、人件費、また燃料費等の高騰も併せまして、令和7年度につきましては約1億5,000万の支出となっているところでございます。

木村議員からお話ございました令和8年度以降どのような対策をとるかということで、本課といたしましては基本的には10センチの基準というのを保ちながらも、出勤のタイミング、またどう効率的、効果的に除雪を行っていくか、毎年シーズン前に除雪計画というのを立て、その計画にのっとりながら作業の方を行っておりますので、その計画策定の際に、効果的な出勤方法というのを見直していきたいと思います。

また、中札内村におきましては、十勝管内でも降雪地帯という位置づけになっております。

今年度も国、北海道からの臨時除雪交付金の方も歳入で見込まれております。令和8年度におきましてもそちらの方の獲得に向けて、国・北海道の方へ継続して要望していきたいと考えております。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。木村議員。

○4番（木村優子君） ご説明していただいた内容で理解をいたしました。そしたら予算の見方なんですけれども7,000万っていう予算の積算がただ正しいのかと言いますか、例えばその留保財源でいくらか見てて、本当にギリギリが7,000万だということで見ると。できればあんまり補正という形にしないように、もう少し上乗せしてみるみたいな方法もあるのかなと思うんですけど、その辺りの考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（中井康雄君） 尾野副村長。

○副村長（尾野悟里君） それでは私の方から除雪費の予算の計上の考え方といいますか、これまで当初予算案では、大体例年7,000万っていう形で、当初の予算を見つても、近年大雪の日が多いというところもあって、一部留保財源を持ちながらこの間対応してきていると。

また、先程施設課長の方から話があったとおり、大雪で特に状況が悪いという場合は、道からの交付金も当てにしながら、財源の方を使っているという状況です。ただ先程の課長の

説明にもあったとおり、近年人件費ですとか、かなりコストが上がっているというのも実態ですので、例年7,000万円、令和8年度予算も7,000万という形で予算計上しておりますけれども、この水準が妥当かどうかというところは、村内の事業者とも協議を行っているところでもございますので、令和8年度以降については、改めて7,000万にこだわっている訳ではございませんけれども、そういった状況を見ながら、予算計上していきたいというふうに思っておりますし、ただ降雪によって増減ありますので、その部分については補正予算で対応したいというふうに、現状は考えているところでございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

それでは他に質疑ございませんか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 同じく除雪費の件でお聞きします。

中札内村の除雪体制は非常に綺麗に除雪をされて、住民の皆さん方も交通手段としてはある程度喜ばれてるんじゃないかなというふうに思います。前回の補正で5,000万程追加補正された訳ですけども、多分それで今年度乗り切れるんだろうなというふうに期待はしてたんですけども、2月ぐらいまではそんなに雪は多くなかったと思いますけど、やっぱり3月入ってからちょこちょこ降られた雪の部分でこういった2,500万程の追加が出てきたのかなというふうに思うんですけども、やはり本当に10センチいくかいかないか、少ないぐらいのものについては今後もう少し考えながら、除雪の回数を減らすですとか、今回トータルでは1億6,600万というような非常に大きな除雪費になってますんで、今後もう少し除雪体制も考えていっていただきたいなというふうに思います。

雪の多い地域においては国の方からも特別交付税等でいくらか入ってきてると思うんですけども、その辺ってというのはどのぐらいの金額が入ってきているのか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） はい、休憩いたします。

○議長（中井康雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

尾野副村長お願いします。

○副村長（尾野悟里君） それでは宮部議員の質問にお答えいたします。

特別交付税の交付につきましては通常3月に入ってくる分と、7年度につきましては大雪ということもあって、別途2月に特別交付税が交付されているところでございます。2月の額につきましては、今担当課の方で調べてるところでございますので、申し訳ありません。その部分については、後程答弁させていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（中井康雄君） それでは後程ということでよろしいですか。

他に質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） ないようですので、これで質疑を終わります。

承認第2号に対する討論を行います討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

承認第2号 令和7年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを採決いたします。

この承認のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めしたがって、承認第2号は承認されました。

◎日程第4 承認第3号 令和7年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について

○議長(中井康雄君) 日程第4、承認第3号令和7年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

(川尻年和村長登壇)

○村長(川尻年和君) 提案趣旨についてご説明を申し上げます。

本案件は、令和7年度のふるさと納税額が確定し、寄附を受け付けした一部返礼品の発送において、年度内の完了が困難なことから、令和8年度へ予算を繰り越すため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、渡辺総務課長。

○総務課長(渡辺大輔君) 承認第3号、令和7年度一般会計補正予算の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー3番の一般会計補正予算書1ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ754万4千円を減額し、総額を74億6,076万9千円に調整したものであり、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和8年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

はじめに、歳入について説明いたします。7ページをお開きください。

10款1項、1目地方交付税の普通交付税84万9千円の追加は、補正額の財源調整を行うものです。

その下段、17款、1項寄附金、1目特別寄附金2,107万7千円の追加は、使途の指定を受けたふるさと納税や村民からいただいた寄附金であります。

福祉基金寄附金は、ふるさと納税の使い道指定割合の変更及び村民からいただいた寄附

金を追加するものです。ふるさと活性化基金寄附金は、ふるさと納税の使い道指定割合の変更及び西札内火祭りの会の解散に伴う寄附金があったことにより追加するものです。

その他の寄附金は、いずれもふるさと納税の使い道指定割合の変更によるものです。

それぞれの寄附金を積立するため、歳出に予算計上しておりますので、歳出についての説明は省略させていただきます。

その下段、2目一般寄附金2,947万円の減額は、ふるさと納税事業に係る諸経費に充てるもので、事業費確定により減額するものです。

次に、歳出について説明いたします。8ページをご覧ください。

2款総務費、2項企画費、3目まちづくり推進費、説明欄上段、ふるさと納税費2,862万2千円の減額は、ふるさと納税に係る会計年度任用職員の報酬や勤勉手当、返礼品に係る報償費、旅費や需用費、返礼品の運搬料などの役務費、ふるさと納税サイト掲載などの委託料、サイト使用料などの使用料及び賃借料の支出額が確定したことから補正するものです。なお、黒ナンバー5番、議案関係資料1ページにふるさと納税の各基金への積立配分状況や経費額等を記載しておりますので、ご参照ください。

次に戻っていただきまして、4ページをお開きください。

第2表の繰越明許費補正ですが、ふるさと納税事業は、返礼品の一部が年度内での発送完了が困難なことから、報償費及び運搬料について繰り越すものです。

その下段、物価高騰支援策である地域応援プレミアム商品券事業補助は、繰り越す事業費が確定したことから追加するものです。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

承認第3号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番船田議員。

○1番（船田幸一君） 3月の定例会あつて予算編成については、11月12月だったと思うんですけども、3月の定例会から約2ヶ月強ぐらいだと思うんですけども、この間にふるさと納税に関しても補正を組まれる、あるいは編成し直すということでもありますから、十分理解します。そして国会が年度内に成立しなくて、交付金も来なかったという背景も分かります。

しかし、今回ふるさと納税に関して、3月の定例会から期間的には2ヶ月強ということでございます。その間、何でもこういうことになるのか背景をお尋ねしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（中井康雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺大輔君） 今回専決処分をさせていただいた理由ですが、これは3月定例会後にも、3月31日まで寄附をいただいておりますので、3月定例会以降もいただいた寄附金を返礼するために、発送する訳ですけども、3月31日までいただいたものは5月の出

納整理期間までには間に合わないものが一部ありますので、その分を繰り越しさせていただいたところでございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

他に質疑はございますか。

5 番福原議員。

○5 番（福原一斉君） 今の船田議員の質問にも関連があるかと思いますが、ふるさと納税費ということで、2862万円のマイナスということになっていて、中を見ますと一律して大きくマイナスをされているんですけれども、1項目だけふるさと納税支援サービスの使用料はプラス150万ということで増えているというような形状になってございます。

以前にふるさと納税で出してるものによって、サイトによってかかる経費とかそういったものが違うということはお伺いしたいんですが、なぜこの一様にマイナスになってるんですけど、このサービス使用料だけ増えているのか、今一度説明をいただけるとありがたいんですが、よろしくお願いいたします。

○議長（中井康雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺大輔君） ふるさと納税支援サービス使用料について、増額になっている理由ですけれども、議員おっしゃるとおりサイトによって支出項目が違ってきますが、ここにおいてはふるさとチョイスのサイトですね。当初予算では寄付金総額3億円見ていて、それぞれのサイトの使用料というのも見ていたんですが、それ以上にふるさとチョイスの部分だけが、多くサイトからの寄附金があったものですからこの部分だけ増額になっているのが理由でございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） これで質疑を終わります。

承認第3号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

承認第3号令和7年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを採決いたします。

この承認のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

従って承認第3号は承認されました。

◎日程第5 議案第25号 中札内村 税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第5、議案第25号 中札内村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

（川尻年和村長登壇）

○村長（川尻年和君） 提案趣旨についてご説明を申し上げます。

本案件は、国において本年3月31日付で公布、原則として4月1日から施行された、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律並びに地方税法施行令の一部改正に伴い、村税条例の内容を調整する必要性が生じたことから、本村条例の一部改正を行うものであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、平山住民課長。

○住民課長（平山直人君） 第25号議案 中札内村税条例の一部を改正する条例の補足説明をいたしますので、黒ナンバー5番、議案関係資料の2ページをお開きください。

今回の改正は、いずれも地方税法等の改正に伴うものですが、条例本文のほか附則の一部改正が混在しており、新旧対照表による説明では分かりにくいことから、改正概要をまとめた資料をもとに、要点のみを抜粋して説明いたします。

なお、改正概要のほかに関連いたします上部法等は、米印により示しておりますが、条項の繰り上げ・繰り下げや簡易な字句修正などにつきましては、資料への記載をご参照いただくをお願い申し上げ、説明を一部省略させていただきます。

また、改正に係る施行日は項目ごとの最下段に記載しておりますので、個々の説明については省略させていただきます。

初めに、2ページ上段の「1 村民税関係」ですが、（1）は所得割の課税標準を規定するもので、税条例第33条第3項の関係となりますが、特定の大口株主を配当所得の特例から除くことを規定したものです。

次に（2）は、寄付金税額控除を規定する、税条例第34条の7第2項の関係ですが、復興特別所得税の課税期間延長及び防衛特別所得税の創設に伴い改正するものです。

次に（3）及び（4）は、村民税の申告を規定する、税条例第36条の2第1項及び個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書を規定する税条例第36条の3の2の関係ですが、法律の改正に伴い改正するものです。

次に（5）は、個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書を規定する、税条例第36条の3の3の関係ですが、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴い改正するものです。

次に３ページの（６）は、特定の一般医療薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を規定する、税条例「附則第６条」の関係ですが、適用期限の延長に伴い改正するものです。

次に（７）は、個人の村民税の住宅借入金特別税額控除を規定する、税条例「附則第７条の３」の関係ですが、法附則第５条の４の規定の削除に伴い削除するものです。また、附則第７条の３の削除に伴い（１１）から（１３）、（１５）、（１６）、（１８）から（２０）については、項のずれを反映し改正するものです。

次に（８）は、個人の村民税の住宅借入金特別税額控除を規定する、税条例「附則第７条の３の２」の関係ですが、法附則第５条の４の削除に伴う、所要の整備及び適用期限の延長に伴い改正するものです。

次に（９）は、寄附金税額控除における特例控除額の特例を規定する、税条例「附則第７条の４」の関係ですが、復興特別所得税の期間延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正、特定暗号資産取引に係る課税見直しに伴う所要の整備を行うものです。

次に（１０）は、肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例を規定する、税条例附則第８条の関係ですが、法附則第５条の４の削除に伴う所要の整備及び適用期限の延長に伴い改正するものです。

次のページ上段の附則第９条の２の関係ですが、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴い改正するものです。

次に４ページ下段（１４）、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例を規定する税条例附則第１７条の２の関係ですが、法改正に伴い特例の見直し及び適用期限の延長に伴い改正するものです。

次に５ページ中段（１７）、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例を規定する税条例附則第１９条の３の関係ですが、法改正に伴い特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴い新設するものです。

次に６ページ中段２ 固定資産税関係（１）、固定資産税の免税点を規定する、税条例第６３条の関係ですが、法律の改正にあわせて、免税点を家屋は２０万円から３０万円へ、償却資産は１５０万円から１８０万円に改正するものです。

次に（２）法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合を規定する、税条例附則第１０条の２「わがまち特例」の関係ですが、サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅及び改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置の割合を新設、また、法律の改正に伴う所用の整備及び参酌基準の変更に伴い改正するものです。

次に７ページ（３）新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告を規定する、税条例附則第１０条の３第７項から第１３項の関係ですが、法律の改正に伴い規定の整備を行うものです。

その下段「３ 軽自動車税」の関係ですが、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、条項の削除と文言の整理が主なものとなり、条例を削除するものが（５）～（１０）、（１９）～（２

4)で、条文中の「種別割」を「軽自動車税」に改正するものが(1)、(11)から(18)、(26)で、その他は環境性能割廃止に伴う所要の整備を行うものです。

なお、前段の説明で申し上げましたとおり、施行日に関しましては、項目ごとに記載する
とおり、本年4月1日、令和9年1月1日、令和9年4月1日、令和10年1月1日、金融
商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々
年の1月1日の5段階にわたる改正となっております。

また、12ページから40ページには、新旧対照表を記載しておりますので、ご参照くだ
さい。

以上で、村税条例の一部改正に係る補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで、提案の説明を終わります。

議案第20号に対する質疑を行います質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第20号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第25号、中札内村税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案とおり可決されました。

◎日程第6 議案第26号 工事請負契約の締結について

○議長（中井康雄君） 日程第6、議案第26号 工事請負契約の締結についてを議題い
たします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

（川尻年和村長登壇）

○村長（川尻年和君） 提案趣旨についてご説明を申し上げます。

本案件は、泉区宅地分譲地造成工事について、4月24日に指名競争入札を行った結果、
落札しました業者と工事請負契約を締結しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定ください

ますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺大輔君） 議案第26号 工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

あわせて、黒ナンバー5番の議案関係資料41ページをお開きください。

泉区宅地分譲地造成工事は、最低制限価格を設定し、6社による指名競争入札を実施しました。落札業者は、永井工業 株式会社で、予定価格1億987万9千円に対し、落札価格は1億670万円で、落札率は97.11%であります。

工事概要につきましては、20区画の宅地造成と舗装道路の整備であります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案より説明を終わります。

議案第26号に対する質疑を行います質疑ありませんか。

3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 前回、周辺の樹木についてお聞きしたんですけれども、今回樹木対策は工事の中に含まれているのかどうかお聞きしたいと思います。

また、もし含まれていないのであれば、今後どのように考えているのか、その辺をお聞きいたします。

○議長（中井康雄君） すみません。予算はもう通ってるので、契約についての質疑だけということよろしいですか。

他に質疑ございますか。

5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 私も大和田議員と同じように造成地の樹木の処理をどうするのかということでお伺いしたかったのですが、今の予算に関してということですので、少し質問変えたいのですが、この造成工事の範囲で、どこまでの部分を造成としてこの工事契約されたのか、お伺いしたいと思います。今、泉区は杭を打っておりますけれども、そこのすぐそばにもその雑木がかなり多くなっておりますので、仮にあそこだけ造成したとしてもすぐ売れるのかということとは少し疑問を持つところでございますので、この工事の範囲はどこまで工事できるのかということでお伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺大輔君） 工事の範囲、特に雑木の処理の部分ですけれども、防火水槽の辺りの樹木については、箱までしてしまうと、防火水槽の影響があるのではないかとということで、そこは除いてはおりますが、造成敷地内の雑木については処理する工事費というふうになっております。

あと、公園の方にある樹齢がもう来ている樹木についてもちょっと危険性があることから、合わせてここも伐採して造成する工事になっております。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

福原議員。

○5番（福原一斉君） 今懸念しているのは、造成地の西側が多少段差になってるかなと思うんですけど、その境目のところに雑木がかなり密集しているような状況なんで、その処理がどうなるかお伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺大輔君） 議員がおっしゃられている西側の雑木といいますか、林の林帯は民地です、村の所有地ではありませんので、この工事についてはその経費は入っておりません。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

他に質疑ございますか。

2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） 公園のところの木を切る話で、この間、現地に住んでる人と色々話をしたら、自然を残すということで今までそういうふうに対しては木を残したりしてたんですよ。ところが、敷地内にかなり老木があって倒れて危ないような木がたくさんあるっていう話をしてたんですね。

現にそこに住んでる人にしては、何とかそういう老木を切っていただいて、危なくないようにして欲しいなという話をしてたのを聞いたので、今質問した訳ですけど、それは工事内容に入ってるんで、どの辺まで木を残すのかっていうことだけ伺いたいと思います。

○議長（中井康雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺大輔君） 議員がおっしゃった元の公園の敷地内も宅地造成分の宅地造成の敷地になりますので、今回20区画の宅地造成と道路用地として工事する部分についての危険な樹木については伐採する予定であります。

その他に周辺に危険な倒木の可能性のある樹木があれば、それは別経費で対応する必要があるかなというふうに思っているところでございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

他に質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） これで質疑を終わります。

議案第26号に対する討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第26号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認め、したがって議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第27号 令和8年度中札内村一般会計補正予算について

○議長（中井康雄君） 日程第7、議案第27号 令和8年度中札内村一般会計補正予算についてを議題いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

（川尻年和村長登壇）

○村長（川尻年和君） 提案趣旨についてご説明を申し上げます。

既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ2,979万4千円を追加し、総額を58億5,809万4千円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺大輔君） 議案第27号、令和8年度一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー4番の一般会計補正予算書9ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、5目スクールバス運行費、説明欄上段、備品購入費の通学用自動車2,981万円の追加と、その下の車両譲渡事業償還金1万6千円の減額は、当初予算では北海道市町村備荒資金組合の車両譲渡事業を活用し、5年間の分割償還で本年度の利子分を計上しておりましたが、世界情勢の影響を受け、スクールバスの年度内での製造完了が困難なことから、車両譲渡事業の活用を取り止め、公共施設等整備基金から2,980万円繰り入れて予算を組み替えるものです。

次に、戻っていただきまして、4ページをお開きください。

第2表の繰越明許費ですが、通学用自動車購入業務を追加しております。

5ページをお開きください。

第3表の債務負担行為補正ですが、車両譲渡事業償還金の内、スクールバス分3,063万1千円を減額しております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由説明を終わります。

議案第27号に対する質疑を行いますありませんか。

6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） スクールバスの件でお聞きしたいと思います。

年度内には間に合わないということですが、最近ですね、世界情勢の中東問題でアドブル

一の不足っていう問題が重要視されております。当然、新しいスクールバスにはアドブルーを必要とするエンジン載せておりますし、今後の対応というか、私らも中々難しくなってますし、手に入ったとしてもかなり値段が高騰してて、高価なものになっておりますが、今後スクールバスを運行していくにあたって、そういった問題が出てくるかなと。そこら辺は何か検討されているのか。

さらには、既存のスクールバスもアドブルーを必要とするバスなのか分かりませんが、もし必要とされてるものであれば、アドブルーの対応というものは、指定管理者の方で全てやっていたいているのか、そこら辺もちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 氏家教育次長。

○教育次長（氏家佑介君） まず通常のスクールバスの運行の部分につきましては、アドブルーの詳細は分からないんですけども、車両の管理含めて委託先で対応しております。

今回の車両の購入につきましては、アドブルーの問題というよりは、ホルムズ海峡の封鎖の関係で有機溶剤、いわゆるシンナーの調達が難しくなってきた、塗装のめどが立たないのが一番大きいということで、4月の段階では確認しております。

先程総務課長からも説明ありましたとおり、納期を元々3月で予定していたんですけども、超えることも想定されるということで業者の方も納期3月のお約束が難しいということでしたので、備荒資金の譲渡事業を活用した場合は、年度内の納入というのが条件になりますので、今回予算を組み替えて契約を延長しようとするものです。

ちなみに延長後はでは、元々令和9年3月を予定していたんですが、令和9年9月の納期で一旦考えております。

ただ、今後の世界情勢の影響で、どうなるか不透明な部分も残っているという状況であります。

○議長（中井康雄君） 戸水議員。

○6番（戸水隆君） 分かりました。

世界情勢の関係でもしかしたら早まるという可能性もあるということで理解してよろしいですか。アドブルーに関してはこの先どうなるか分かりませんが、国内のディーゼルエンジンを使う方は全て皆さんの問題ですから、特にスクールバスに関しては毎日使うものですから、そういった心配もされるかなと思いますので、今後もいろんな情報をどんどん重視しながら対応していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（中井康雄君） 他にございますか。

4番木村議員

○4番（木村優子君） 同じくスクールバスの更新について何点か確認したいと思います。当初予算を先程ご説明いただいたように備荒資金組合の事業は年内の納車が間に合ないということで、公共施設整備基金を取り崩して、今回調整していきたいということでしたけれども、元々5年で分割ということなので、財源として平準化を図る意味合いもあったのかと思いますけれども、今回3,000万円近く、公共施設整備基金を取り崩すという

ことで財政面の影響に関してはどのように考えておられるのかということと、あと、先程説明がありましたように、令和9年9月納車までを考えているということですが、更新をするということは、すずらん号を今回更新ということで修理をしたり、調子が悪い部分があるってということで更新を考えたかなと思いますので、そこまで伸ばして、今後の運行に支障が生じる可能性がないのかどうか、安全面とか維持管理の面でどのように課題を捉えているのかということと、もし何かあった場合はどのように対応するのかということを確認をさせてください。

○議長（中井康雄君） 氏家教育次長。

○教育次長（氏家佑介君） 私のほうからは2点目の工期を伸ばした部分の対応についてですが、当然伸びた部分で、現行のすずらん号に何か不具合あれば修繕して対応してまいりたいと考えております。

○議長（中井康雄君） 尾野副村長。

○副村長（尾野悟里君） 1点目の予算の組み替えの考え方ですけども、先程教育次長の方から話があったとおり、年度内の納車が難しいということもあって、北海道備荒資金の車両譲渡事業は、単年度でしか使えないというところもあって今回予算の組み替えをさせていただきました。

議員のおっしゃるとおり、当初予算上では5年間財源負担を平準化するということで、備荒資金の活用を検討してきたところですけども、どうしても社会情勢の影響で年度内の納車が難しいということもあったので、今回予算を組み替えると。財政的には当然公共基金も潤沢にある訳ではありませんので、厳しいというところも実態としてはあるんですけどもスクールバス自体の故障とかも頻繁に起きてきているというところもございますので、今回は公共施設等整備基金を活用させていただいてそれを財源とさせていただいているところです。基金全体的に厳しいところもありますので、その部分につきましては今後もいろんな財源確保とか、平準化も視野に入れながら、予算は編成していきたいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 木村議員。

○4番（木村優子君） まず、バスを修繕しながら使うってことなんですけれども、来年度以降に納車が確実だということであれば、今回の繰越明許ではなくて、来年度もう一度備荒資金組合の車両譲渡事業を使って、来年度の当初予算で上げるっていうやり方ももしかしたらあったのではないかなと。1回に3,000万円の基金を崩すのではなくて来年度の当初予算で同じように予算計上するやり方があったのではないかなというふうに考えたっていうところと、あとはその運行に支障が生じない、そこまで緊急性が高くないっていうような理解で良いのかどうかについて、もう一度確認したいと思います。

○議長（中井康雄君） 尾野副村長。

○副村長（尾野悟里君） 1点目の来年度の納車になるので来年度予算で対応できなかったんだろうかというところなんですけども、基本的には契約自体は今年度から発注するとい

うことで業者との契約行為は、令和８年度から発生しますので、当然契約するという事は、予算の裏づけがあって契約ができるという形になりますので、それで令和８年度予算ということになります。

納車が実質、令和９年度になるんですけども、買うときに実際のお金の支払いは発生しませんが、契約段階で予算の裏づけといいますか、担保が必要になってきているというところもありますので、令和８年度予算での基金を充当して今回予算を計上しているというところでございます。

○議長（中井康雄君） 氏家教育次長。

○教育次長（氏家佑介君） 緊急性の部分について、お答えします。

現状もちろん安全に運行できるような状態で、管理しておりますけれども、老朽化具合を考え、他のバスに比べて今後大きな修繕が必要になる可能性が高いということで優先度が高いものと判断して、今回更新を考えているところです。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

他にございますか。

なければ、保留になっていた方の答弁をいたします。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺大輔君） 先程宮部議員からご質問いただきました、除雪費の特別交付税の額でありますけれども、除雪費については３月に入ってくる交付税については、明らかな金額というのが分からないものではあるんですが、昨シーズンに関しては、豪雪により経費が多額に上ることを踏まえて、３月の特別交付税の繰上交付として２月に入ってまいりました。その金額が３，６００万円でございます。

以上です。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

それでは、これで質疑を終わります。

議案第２７号に対する討論を行います討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第２７号 令和８年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めしたがって、議案第２７号は原案とおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和８年第１回中札内村議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前１１時１５分